

酒田市生活応援商品券加盟店舗誓約事項

1 事業趣旨の理解と遵守

- (1) 「酒田市生活応援商品券事業実施要領」及び「酒田市生活応援商品券加盟店舗募集要項」の内容を理解し、これらを遵守して適正に商品券を取り扱います。
- (2) 本事業の趣旨に則り、商品券の利用者に対して通常の取引と同様のサービスを提供し、正当な理由なく利用を拒否いたしません。また、商品券の利用を理由に、商品価格の吊り上げやサービス制限等の不当な取扱いを行いません。

2 適正な取引の実施

- (1) 商品の販売またはサービスの提供を伴わない商品券の換金は一切行いません。
- (2) 商品券の利用対象外として定められた物品（有価証券、換金性の高いもの、電子マネー、国税・地方税等の公金、たばこ、事業用資産、土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）の支払いには、商品券を受け付けません。
- (3) 自店舗での商品購入を装った自己取引や、他者との架空取引による換金請求は行いません。
- (4) 商品券を利用して購入した商品の返品に対し、現金の返還は行いません。

3 再流通および不正利用の防止

- (1) 受け取った商品券は、再流通を防止するため、直ちに裏面の「加盟店押印欄」に押印または署名を行います。
- (2) 裏面に他店の押印または署名がある商品券、および有効期限を経過した商品券は受け取りません。
- (3) 商品券の偽造、悪用、濫用、または第三者への再販や譲渡は一切行いません。
- (4) 商品券の偽造等の不正利用の疑いがあるときは、速やかに管轄の警察署及び実行委員会へ報告します。

4 管理責任と損害賠償

- (1) 受領した商品券及び二次元コード情報は、令和14年3月まで適切かつ厳重に保管・管理します。また、紛失、盗難、滅失、または汚損等が生じた場合、実行委員会はその責を負わないことを承諾します。
- (2) 募集要項や本誓約事項に違反する行為により実行委員会に損害を与えた場合は、直ちにその損害を全額賠償し、支払われた換金代金の返還請求に応じます。

5 登録情報の公表と調査への協力

- (1) 加盟店情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）が、専用ホームページや加盟店一覧チラシ等に掲載されることに同意します。
- (2) 本事業に関して実行委員会から、取引内容の確認、帳簿の閲覧、立入調査等の依頼があった場合は、速やかに協力します。

6 欠格事項の確認

- (1) 自社（または自店）およびその役員等が、暴力団、暴力団員、または暴力団員と密接な関係を有する者（反社会的勢力）ではありません。また、警察当局への照会がなされることに同意します。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、または射幸心をそそる営業等（麻雀、パチンコ、スロットマシン、ゲームセンター等）を行っている事業者ではありません。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる活動、または公序良俗に反する営業は行っていません。